

公益財団法人今井精一記念財団
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人今井精一記念財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 役員は報酬は年額とし、別表第1に定める年度総額の範囲内で同表に定める額を支給する。
- 3 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第2に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員は報酬は、選任日を起算日とする年額とし、原則として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の日を翌月末までにその役員が指定する金融機関の口座への振込により支払う。ただし役員が、定時評議員会の開催前に辞任したときは、辞任日の翌月末までに支給する。

- 2 評議員の報酬は、当月分を翌月末までに、当該評議員が指定する金融機関の口座への振込により支払う。

(費用)

第5条 この法人は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日からその翌月末までに現金もしくは振込にて支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2020年2月24日から施行する。

2021年6月28日一部改定

別表第1) 役員の報酬

役 職	金 額 (源泉所得税控除後)	年度総額 (源泉所得税控除後)
理事 (代表理事)	年額170,000円	2,000,000円
理事 (常務理事)	年額170,000円	
理事 (上記以外)	年額150,000円	
監事	年額150,000円	1,000,000円

別表第2) 評議員の報酬

役 職	金 額 (源泉所得税控除後)
評議員	会議等への出席の都度 50,000円

(注) 会議等とは以下をいう。

- ・評議員会 (決議の省略による意思表示についても含む。なお、意思表示をした時点をもって支給するものとし、会議等の成立は問わない)
- ・この法人の要請により出席した他の会議